

令和８年第３回八百津町議会定例会会議録

令和８年６月８日、第３回八百津町議会定例会は、八百津町議会議事堂に招集された。
次第は次のとおりである。

１．応招議員（１０名）

１番	平 井 俊 英	２番	井 戸 正 秀
３番	アディエ 三恵	４番	渡 邊 成 章
５番	後 藤 一 夫	６番	安 藤 峰 行
７番	後 藤 香代里	８番	赤 塚 孝 博
９番	加 藤 良 治	１０番	林 俊 宏

２．不応招議員（なし）

令和8年第3回八百津町議会定例会会議録（第1日）

令和8年6月8日（月曜日）

1. 出席議員（10名）

1 番	平 井 俊 英	2 番	井 戸 正 秀
3 番	アディエ 三恵	4 番	渡 邊 成 章
5 番	後 藤 一 夫	6 番	安 藤 峰 行
7 番	後 藤 香代里	8 番	赤 塚 孝 博
9 番	加 藤 良 治	10 番	林 俊 宏

2. 欠席議員（なし）

3. 地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	金 子 政 則	副 町 長	古 田 功
教 育 長	社 本 勝 義	総 務 課 長	上 野 義 治
町 民 課 長	後 藤 光 次	健康福祉課長	佐 藤 充 之
建 設 課 長	平 井 靖 司	農 林 課 長	大 鋸 悟
地 域 振 興 課 長	鈴 木 彰	水 道 環 境 課 長	林 誠
教 育 課 長	飯 田 博 年	防 災 安 全 室 長	井 戸 篤 哉
秘 書 室 長	岩 井 好 正	会 計 管 理 者	松 浦 政 和

4. 職務のため出席した事務職員

事 務 局 長	赤 塚 誠	書 記	平 林 沙 姫
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第1	議席の指定
日程第2	諸般の報告
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5	議案第31号 専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）
日程第6	議案第32号 専決処分した事件の承認について（八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第7	議案第33号 専決処分した事件の承認について（八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
日程第8	議案第34号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第14号））

日程第9	議案第35号	八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第36号	八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例の制定について
日程第11	議案第37号	八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第12	議案第38号	八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第39号	八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第40号	令和8年度八百津町一般会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第41号	令和8年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第42号	令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第43号	財産の取得について
日程第18	議案第44号	町道の路線変更について
日程第19	議案第45号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20	議案第46号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21	議案第47号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22	議案第48号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23	議案第49号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第24	議案第50号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第25	議案第51号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第26	議案第52号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第27	議案第53号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第28 議案第54号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第55号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 議案第56号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第31 議案第57号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第32 議案第58号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（後藤一夫） ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回八百津町議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、先にお手元に配付いたしました日程表に従って、会議を進めたいと存じます。

朗読は省略させていただきます。

なお、着座のままの説明を許可します。

○議長（後藤一夫） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

お諮りいたします。

議席について、会議規則第4条第2項の規定により、ただいま着席のとおり指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、議席をお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第2、諸般の報告をいたします。

事務局長より報告させます。

○事務局長（赤塚 誠） 報告いたします。

議案の提出について、本日付をもって、八百津町長から議案第31号 専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）をはじめ、28件の議案が提出され、受理いたしました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和8年2月分及び3月分並びに4月分の例月出納検査の結果報告について、八百津町代表監査委員から提出がありましたので、別紙のとおり報告第7号により報告いたします。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、随時監査の結果報告について、八百津町代表監査委員から提出がありましたので、別紙のとおり報告第8号及び報告第9号により報告いたします。

次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度繰越明許費繰越計算書について、八百津町長から報告がありましたので、別紙のとおり報告第10号により

報告いたします。

次に、議員派遣について及び議員派遣結果報告について、別紙のとおり報告第11号から報告第13号により報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名者は、会議規則第121条の規定により、7番 後藤香代里さん、8番 赤塚孝博さんの両名を指名いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの11日間といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月18日までの11日間と決定いたしました。

ここで、金子町長から、ご挨拶と提案理由の説明をいただきます。

八百津町長 金子政則さん。

（町長 金子政則さん 登壇）

○町長（金子政則） 本日ここに、令和8年第3回八百津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、去る4月5日の町議会議員補欠選挙で当選された、井戸議員、平井議員を迎えての最初の定例会であります。

両議員におかれましては、議長をはじめ、議員各位と、そして、我々執行部とともに、八百津町の未来を築いてまいりますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたします議案の概要につきまして申し上げます。

提案いたしました案件は、条例関係8件、うち専決処分によるもの3件、補正予算4件、うち専決処分によるもの1件、その他16件の計28件であります。

議案第31号は、地方税法等の一部を改正する法律をはじめ、地方税法施行令等の一部を改正する政令や、その他の関連省令の公布に伴い、八百津町税条例の一部を改正する

もので、専決処分を行ったものであります。

議案第32号は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金課税額の追加、地方税法施行令等の一部を改正する政令、その他の関連省令の公布に伴い、八百津町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、専決処分を行ったものであります。

議案第33号 八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い改正するものであります。専決処分を行ったものであります。

議案第34号、令和7年度八百津町一般会計補正予算（第14号）は、3月定例会後に予算を編成する必要が生じたため、専決処分を行ったもので、基金積立金の補正予算であります。

議案第35号 八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例については、杉原千畝記念館並びにハヤブサ・ミュージアムの開館時間及び入館料の見直しにより、利便性の向上と利用機会の拡大を図るため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

議案第36号 八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例の制定については、公立保育園において実施する乳児等通園支援事業の利用者負担金を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第37号 八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第38号 八百津町介護保険条例の一部を改正する条例については、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、令和8年度町民税が課されているとみなされた者の介護保険料について、令和7年度の保険料段階まで減免できるよう所要の改正を行うものであります。

議案第39号 八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、町営住宅を解体したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第40号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第2号）は、当初予算編成以降の諸事情により、予算化の必要が生じた事務事業費の補正予算であります。

議案第41号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、制度改正に伴うシステム改修委託料と子ども・子育て支援事業費補助金の精算による返還金の補正予算であります。

議案第42号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、子ども・子育て支援事業費補助金の精算による返還金の補正予算であります。

議案第43号 財産の取得については、防災対策用車両を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 町道の路線変更については、都市計画法第29条に基づく開発許可に関連した事業に伴う路線の変更のため議会の議決を求めるものであります。

議案第45号から議案第58号までの14件は、八百津町農業委員会委員の任命につき、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提出議案28件について申し上げましたが、それぞれの議案の詳細につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重に審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 日程第5、議案第31号 専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

町民課長 後藤光次さん。

○町民課長（後藤光次） それでは、議案書1ページをご覧ください。

議案第31号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをご覧ください。

専第6号 八百津町税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、八百津町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

3ページからの改正する条例の説明につきましては、議案第31号説明資料にて行いますので、資料をご用意ください。

それでは、改正する条例の概略の番号順にご説明いたします。

施行期日につきましては、記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきますのでよろしくお願いいたします。

1 ページの 2、改正の概略をご覧ください。

No. 1、第11条の 3、納税証明事項、No. 2、第12条、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金。この 2 項目につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴うもので、種別割を軽自動車税と字句を改正するものと、引用する条項を改正するものでございます。

No. 3、第26条、所得割の課税標準。これは、特定大口株主配当等を特定配当等へ追加するものでございます。

No. 4、第26条の 8、寄附金税額控除。これは、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う引用条項の改正でございます。

No. 5、第28条の 2、町民税の申告、No. 6、第28条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書。この 2 項目につきましては、第28条の 3 の 3 の改正に伴う引用条項の改正と、法施行規則の引用規定の字句の改正でございます。

2 ページに移りまして、No. 7、第28条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書。これは、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正でございます。

No. 8、第42条、固定資産税の免税点。これは、家屋の免税点20万円を30万円に、償却資産の免税点150万円を180万円に引き上げるものでございます。

No. 9、第64条、軽自動車税の納税義務者等、No.10、第65条、軽自動車税のみなす課税。この 2 項目につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う、環境性能割・種別割に関する改正で、環境性能割に関する部分、種別割の字句を削るものでございます。

No.11、第65条の 3、環境性能割の課税標準から、3 ページのNo.16、第65条の 8、環境性能割の減免までの 6 項目につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正で、条を削るものでございます。

No.17、第66条、種別割の税率から、No.24、第73条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までの 8 項目につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正で、種別割を軽自動車税と字句を改正するものや、引用する条項などの改正でございます。

4 ページに移りまして、No.25、附則第 5 条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例。これは、適用期限の延長に伴う改正でございます。

No.26、附則第 6 条の 3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除。これは、平成20

年度から平成28年度までの住宅借入金等特別税額控除に係るもので、法附則第5条の4の削除に伴う改正で、条を削るものでございます。

No.27、附則第6条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除。これは、平成22年度からの住宅借入金等特別税額控除にかかるもので、法附則第5条の4の削除に伴う引用条項の改正や適用期限の延長、また条を第6条の3と改正するものでございます。

No.28、附則第6条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例。これは、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う引用条項の改正、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う引用条項の改正でございます。

No.29、附則第7条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例。これは、法附則第5条の4の削除に係る附則第6条の3及び附則第6条の3の2の改正に伴う改正、適用期限の延長に伴う改正で、ございます。

5 ページに移りましてNo.30、附則第8条の2、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等。これは、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正でございます。

No.31、附則第9条の2、わがまち特例による固定資産税の課税標準等の特例割合。これは、法改正に伴う引用する条項の改正、太陽光発電など再生可能エネルギー発電設備に対する特例の見直し、また、改修特別特定建築物に対する特例の新設、法施行規則の引用規定の字句の改正でございます。

No.32、附則第9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。これは、法改正に伴う引用する条項の改正、法施行規則の引用規定の字句の改正、法改正に伴う改修特別特定建築物に対する規定の改正でございます。

No.33、附則第9条の4、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等。これは、法改正に伴う引用する条項の改正、規定の整理でございます。

No.34、附則第9条の5、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等。これは、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例に係るもので、住宅用地特例の適用について規定を新設するものでございます。

No.35、附則第14条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から、6 ページのNo.39、附則第14条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例まで、5 項目につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正で、条を削るものでございます。

No.40、附則第15条、軽自動車税の種別割の税率の特例、No.41、附則第15条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の2項目につきましては、グリーン化特例に関するもので、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正で、引用法令、引用条項、適用期限、規定・字句の整理の改正でございます。

No.42、附則第15条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例からNo.44、附則第16条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の3項目、7ページに移りまして、No.46、附則第17条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、No.47、附則第18条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の2項目、1つ飛びまして、No.49、附則第19条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例から、No.51、附則第19条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例までの3項目、合わせまして8項目につきましては、法附則第5条の4の削除に係る附則第6条の3及び附則第6条の3の2の改正に伴う引用条項の改正でございます。

6ページに戻りまして、No.45、附則第16条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例。これは、急傾斜地崩壊危険区域などの土地等の譲渡は対象外とする特例の見直し、また、適用期限の延長に伴う改正でございます。

7ページに移りまして、No.48、附則第18条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。これは、特定暗号資産、一定の仮想通貨の取引に係る課税の見直しに伴う規定の新設で、総合課税であったものを分離課税とするものでございます。

議案書に戻りまして、45ページの附則でございます。

第1条は、施行期日について。第2条から47ページ第4条につきましては、それぞれ、町民税、固定資産税、軽自動車税の経過措置についての条文でございます。

以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第6、議案第32号 専決処分した事件の承認について（八百津

町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

町民課長 後藤光次さん。

○町民課長(後藤光次) それでは、議案書48ページをご覧ください。

議案第32号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

49ページをご覧ください。

専第7号 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金課税額の追加、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令の公布に伴い、八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

50ページからの、改正する条例の説明につきましては、議案第32号説明資料にて行いますので、資料をご用意ください。

それでは、1ページの2、改正の概略を番号順にご説明いたします。

No.1、第2条、課税額。子ども・子育て支援納付金課税額の追加、課税額のうち基礎課税額の限度額66万円を67万円に引き上げるもの、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を3万円とするもの、字句の整理でございます。

No.2、第3条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割の額。第2条の改正に伴い、地方税法の引用規定を改正するものでございます。

No.3、第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額。子ども・子育て支援納付金課税額の追加に伴い引用条項を改正するものでございます。

No.4、第9条の4、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額。子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の税率を100分の0.29とするものでございます。

No.5、第9条の5、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額。子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の税率を1人当たり1200円とするものでございます。

2ページに移りまして、No.6、第9条の6、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額。18歳以上被保険者に係る子ども・子育て

て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の税率を1人当たり80円とするもの
でございます。

No.7、第9条の7、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額
の世帯別平等割額。子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の税率を800円
とし、特定世帯については400円、特定継続世帯については600円とするものでございま
す。

No.8、第23条第1項、国民健康保険税の減額で、低所得世帯に対する軽減措置。第2
条の改正に伴い、国民健康保険税の減額後の基礎課税額の限度額66万円を67万円に引き
上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を3万円とするもの。子ども・子育て
支援納付金課税額の7割・5割・2割軽減措置における被保険者均等割額、18歳以上被保
険者均等割額、世帯別平等割額の軽減額を規定するもの。減額措置に係る軽減判定所得
基準において、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減は30万5000円から31万円に、2割
軽減は56万円から57万円に引き上げを行うものでございます。

No.9、第23条第2項、国民健康保険税の減額で、未就学児に対する軽減措置。未就学
児に対する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の軽減を規定するもの
でございます。

No.10、第23条第3項、国民健康保険税の減額で、出産被保険者に対する軽減措置。出
産被保険者に対する産前産後期間の子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保
険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額の軽減額を規定するもの、また、規則改正に
伴う引用条項の改正でございます。

No.11、第23条第4項、国民健康保険税の減額で、18歳未満被保険者に対する軽減措置。
18歳未満被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の軽減
額を規定するものでございます。

3ページに移りまして、No.12、附則第4条から、No.21、附則第14条の10項目についま
しては、上場株式等に係る配当所得等など、国民健康保険税の課税の特例でございまし
て、子ども・子育て支援納付金課税額の追加に伴う引用条項の改正でございます。

議案書の69ページに戻りまして、附則でございます。

施行期日、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

適用区分、この条例による改正後の八百津町国民健康保険税条例の規定は、令和8年
度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税
については、なお従前の例による。

以上で、議案第32号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第7、議案第33号 専決処分した事件の承認について（八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

防災安全室長 井戸篤哉さん。

○防災安全室長（井戸篤哉） それでは、議案書の70ページをご覧ください。

議案第33号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

71ページをご覧ください。

専第9号 八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年5月27日に専決処分を行ったものでございます。

72ページをご覧ください。

令和8年八百津町条例第16号、八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

非常勤消防団員等に係る損害補償につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の定める基準に従い、各市町村が条例で定めることとなっています。

このたび、昨今における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する葬祭補償の額を改定するため、基準政令が改正されました。これに伴い、八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第18条では、非常勤消防団員等が公務により死亡した場合における葬祭補償について記されていますが、葬祭補償の定額部分31万5000円を33万円に改めるものでございます。

附則でございます。

施行期日、１、この条例は、令和８年５月27日から施行する。

経過措置といたしまして、２、この条例による改正後の八百津町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由の生じた八百津町消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

３、適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の八百津町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定による金額により支給されたもの、または旧条例附則第６条の規定による金額により支給されたものの支払いは、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払いとみなす。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第８、議案第34号 専決処分した事件の承認について（令和７年度八百津町一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長 上野義治さん。

○総務課長（上野義治） 議案書の73ページをお願いいたします。

議案第34号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

74ページをお願いいたします。

専第８号 令和７年度八百津町一般会計補正予算（第14号）の専決処分について。

財政調整基金、明日のまちづくり基金及び庁舎建設基金の積立金を増額する必要が生じたため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年３月31日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊補正予算書、専第８号 令和７年度八百津町一般会計補正予算（第14

号)をご用意ください。

1 ページをお願いいたします。

令和7年度八百津町の一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74億32万7000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

上段の表、1款、2項、1目、固定資産税は、補正前の額に、現年課税分の家屋で1000万円、償却資産で4000万円の合わせて5000万円を追加して、9億3000万円とするものでございます。

中段の表、11款、1項、1目、地方交付税は、補正前の額に普通交付税1億円を追加して、23億8400万円とするものでございます。

下段の表、20款、1項、1目、繰越金は、補正前の額に前年度繰越金2億円を追加して、4億3154万6000円とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

12款、諸支出金、3項1目、基金費は、先ほどご説明いたしました、固定資産税、普通交付税、前年度繰越金の歳入により、24節、積立金におきまして、財政調整基金積立金5000万円、明日のまちづくり基金積立金2億5000万円、庁舎建設基金積立金5000万円、合計3億5000万円を補正前の額に追加して、5億7578万8000円とするものでございます。

財源は、一般財源でございます。

以上で、議案第34号 専決処分した事件の承認について(令和7年度八百津町一般会計補正予算(第14号))の説明を終わります。

○議長(後藤一夫) 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤一夫) 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長(後藤一夫) 日程第9、議案第35号 八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

地域振興課長 鈴木 彰さん。

○地域振興課長（鈴木 彰） それでは、議案第35号の説明をさせていただきます。

議案書75ページをお願いいたします。

議案第35号 八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例について。

八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

これは、杉原千畝記念館及び情報発信施設であるハヤブサ・ミュージアムの入館を共通券のみとし、利用機会の拡大を図るとともに、それぞれ異なっていた開館時間を統一することで、利用環境を明確にし、利便性の向上を図るため、改正するものです。

76ページをご覧ください。

第1条は、八百津町情報発信施設条例の一部を次のように改正します。

別表第5条関係の別記1につきまして、改正前、ハヤブサ・ミュージアムの入館料は、種別、個人では、大人（高校生以上）300円、中学生以下は無料。団体では、10名以上の大人250円、共通では、大人500円としていました。

改正後としまして、町民は無料。共通では、大人（高校生以上）500円、中学生以下は無料に改正いたします。

第2条は、杉原千畝記念館条例の一部を次のように改正します。

第4条の開館時間につきまして、午前9時30分から午後5時であったものを、午前9時30分から午後4時30分までに改めます。

これに伴いまして、ハヤブサ・ミュージアムの開館時間は、現在、午前10時から午後4時までとなっていますが、杉原千畝記念館に合わせ、午前9時30分から午後4時30分までに八百津町情報発信施設条例施行規則改正を行う予定です。

次のページをお願いします。

第7条の入館料につきまして、第3項、「旧発電所資料館の入館券の半券を提示した場合は、第1項の規定にかかわらず、同日の個人入館料に限り、団体入館料と同額とする」を削り、第4項を第3項に繰り上げます。

別表第7条関係の別記1につきまして、下段、改正前、杉原千畝記念館の入館料は、種別、個人では、大人（高校生以上）300円、中学生以下無料。団体では、20名以上の大人250円、共通では、大人500円としていました。

上段の改正後としまして、町民は無料。共通では、大人（高校生以上）500円、中学

生以下は無料に改正いたします。

附則でございます。この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提案説明でございます。杉原千畝記念館及びハヤブサ・ミュージアムの開館時間及び入館料の見直しにより、利便性の向上と利用機会の拡大を図るため、それぞれ条例の一部を改正する。

以上、議案第35号の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第10、議案第36号 八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育課長 飯田博年さん。

○教育課長（飯田博年） 議案書78ページをご覧ください。

議案第36号 八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例の制定について。

八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

79ページをお願いします。

この八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例は、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位等で柔軟に利用することができる新たな通園事業として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、八百津町においても、令和8年4月から錦津保育園で運用が開始されております。

市町村が公立の保育所等施設で乳児等通園支援事業を行う場合には、その利用者負担金は、公の施設の使用料に該当するため、地方自治法第225条及び第228条第1項により条例の制定が必要なことから、提案させていただくものです。

条例の内容につきましては、第1条は、児童福祉法第34条の15第1項の規定に基づき、八百津町が実施する乳児等通園支援事業を利用する乳児及び幼児の保護者から徴収する

費用について必要な事項を定めるという趣旨について。

第2条は、利用負担金は、利用児童1人当たり1時間につき300円以内の額とすることについて。

第3条は、災害等で必要と認める場合の利用者負担金の減額または免除について。

第4条は、必要な事項は規則で定めることについて記載しています。

附則です。この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

提案説明。公立保育園において実施する乳児等通園支援事業の利用者負担金を定めるため、本条例を制定する。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第11、議案第37号 八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育課長 飯田博年さん。

○教育課長（飯田博年） 議案書80ページをご覧ください。

議案第37号 八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものです。

81ページをお願いします。

初めに、本条例制定の趣旨について説明をさせていただきます。

児童福祉法における乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から示された乳児等通園支援の設備及び運営に関する基準を踏まえ、当町においても、乳児等通園支援事業を実施する施設を認可する基準を定めた設備及び運営に関する基準の条例を令和8年3月議会において制定したところですが、子ども・子育て支援法の改正で、こども誰でも通園制度事業の利用者に対して、乳児等支援給付費を支給することが定められており、市町村は、給付費の支給のための確認手続を行うため、さきの条例に加え、当町の確認基準に

ついて、条例を制定する必要があります。

条例の制定においては、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示され、国と異なる基準とする特段の理由がないことから、当町においても同基準を踏まえ、後々の条例改正にも対応できるように同内容とし、八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定することを提案させていただくものです。

条例は3章にて構成しており、第1章は総則、第2章は特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定め、第3章は雑則となっています。

各条の内容につきましては、要約して説明させていただきます。

第1条は、本条例の趣旨、特定乳児等通園支援事業において、乳児等支援給付費を支給するための事業の運営に関する基準を定めること。

第2条は、特定乳児等通園支援事業者の一般原則に関すること。

82ページをお願いします。

第3条は、利用定員に関する基準に関すること。

第4条は、子ども並びに保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談に関すること。

第5条は、利用申込みを受けたときの提供拒否の禁止に関すること。

第6条は、町からの相談・必要な助言等のあっせん及び要請に対する協力に関すること。

第7条は、利用者が初めての利用の際の支給認定証に記載された事項の確認に関すること。

83ページをお願いします。

第8条は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者からの申請に係る必要な援助に関すること。

第9条は、給付認定された子ども・保護者の心身の状況等の把握に関すること。

第10条は、特定教育・保育施設等との連携に関すること。

第11条は、特定乳児等通園支援の提供の記録に関すること。

第12条は、事業者の市町村及び利用者からの支払いに関すること。

84ページをお願いします。

第13条は、法定代理受領により乳児等支援給付費の支給を受けた場合の通知に関すること。

第14条は、特定乳児等通園支援の取扱方針に関すること。

第15条は、特定乳児等通園支援の評価等に関すること。

第16条は、相談及び援助に関すること。

85ページをお願いします。

第17条は、緊急時の対応に関すること。

第18条は、乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知に関すること。

第19条は、運営規定に関すること。

第20条は、勤務体制の確保等に関すること。

86ページをお願いします。

第21条は、利用定員の遵守に関すること。

第22条は、運営規程等の重要事項の掲示に関すること。

第23条は、平等取扱いの原則に関すること。

第24条は、虐待等の禁止に関すること。

第25条から第30条までは、秘密保持等特定乳児等通園支援事業所の職員が守るべき事項に関すること。

88ページをお願いします。

第31条は、会計の区分に関すること。

第32条は、記録の整備等に関すること。

第33条は、電磁的記録等に関すること。

以上について記載をしています。

90ページをお願いします。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

提案説明、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する。

以上、議案第37号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第12、議案第38号 八百津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉課長 佐藤充之さん。

○健康福祉課長（佐藤充之） それでは、議案書91ページをお願いいたします。

議案第38号 八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

ここからは、議案第38号説明資料をご覧ください。概要について説明させていただきます。

まず、背景でございますが、令和7年度の税制改正によりまして、給与所得控除の金額が10万円引き上げられることとなりました。これにより、町民税非課税者が増となります。

二つ目の丸になります。

介護保険料は、町民税が課税から非課税となることにより保険料率が下がり、介護保険会計の保険料収入が減となることとなります。

介護保険事業は3か年を1つの事業期間としまして、現在は第9期でございますが、6年度から8年度でございます。保険料率を決定し、運営を行っております。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険法施行令が改正され、令和8年度の介護保険料の算定につきましては、令和7年度税制改正前の算定方法を用いることとなりました。

以上が背景となります。

続いて、条例改正の内容について説明させていただきます。

令和7年度の税制改正で給与所得控除が10万円引き上げられたことによりまして、町民税が非課税となる者について、例を挙げますと、給与所得控除が引き上げられたことを受けまして、就労時間を増やした人などは、町民税は非課税となりますが、税制改正前の算定方法で介護保険料を算定することにより、町民税が課税とみなされ、保険料率が引き上がる場合が生じることとなります。こういった場合は、令和7年度の保険料段階まで減免できることとするものでございます。

この減免措置は、申請によらず実施できることとし、令和8年度の介護保険料の算定のみに限り適用するものです。

議案書の92ページをお願いいたします。

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例。

八百津町介護保険条例の一部を次のように改正する。

保険料の減免の条件としまして、第11条に第6号を加えます。

前各号に掲げるもののほか、保険料を減額し、または免除することについて特別の理

由と認められるとき。

令和８年度分の保険料の減免の特例としまして、附則に第11条を加えます。

町長は、令和８年度分の保険料について、第11条第１項及び第２項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

提案説明、令和７年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、令和８年度町民税が課されているとみなされる者の介護保険料について、令和７年度の保険料段階まで減免ができるよう所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第13、議案第39号 八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長 平井靖司さん。

○建設課長（平井靖司） それでは、議案書の93ページをご覧ください。

議案第39号 八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

94ページをご覧ください。

八百津町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

別表第１、第２条の２関係では、町営住宅の名称及び位置が掲げられています。今回、条例を精査したところ、別表第１に掲げられています団地及び集会所におきまして、既に解体・除却済みの団地・集会所がございましたので、今回、削除するものです。

別記１の下段の改正前の表をご覧ください。

削除対象となります団地・集会所は、アンダーラインのあるものでございます。

菅原団地、八百津町八百津3324番地、鯉居団地、八百津町八百津2905番地１、久田見

団地、八百津町久田見2761番地8、須賀第二団地、八百津町八百津8341番地3、丸根団地集会所、八百津町伊岐津志1692番地、以上の団地・集会所を削除し、上段の改正後の表のとおりとするものです。

95ページをご覧ください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

提案説明としまして、町営住宅を解体したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開時刻は、追って連絡いたします。

15分に開始いたします。よろしくお願いします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第14、議案第40号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長 上野義治さん。

○総務課長（上野義治） 議案第40号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊補正予算書、議案第40号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第2号）をご用意ください。

1ページをお願いいたします。

令和8年度八百津町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ726万1000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億644万円とするものでございます。

初めに、8 ページ、歳出をお願いいたします。

上段の表、2 款、3 項、1 目、戸籍住民基本台帳費は、補正前の額に16万5000円を追加して、4573万6000円とするもので、10節、需用費におきまして、マイナンバー事務用プリンターの修繕費でございます。

財源は、一般財源でございます。

中段の表、3 款、1 項、2 目、福祉医療費は、補正前の額に14万9000円を追加して、1 億866万4000円とするもので、12節、委託料におきまして、マイナンバーと福祉医療の情報連携のためのシステム改修委託料でございます。

財源は、国庫補助金 7 万4000円と、残りは一般財源でございます。

続いて、3 目、老人福祉費は、補正前の額に33万3000円を追加して、1 億9944万3000円とするもので、12節、委託料におきまして、東部デイサービスセンターの裏の枯れ松や危険木等を伐採する庭木等管理委託料でございます。

財源は、一般財源でございます。

4 目、老人福祉施設費は、補正前の額に165万4000円を追加して、1 億1691万9000円とするもので、14節、工事請負費におきまして、養護老人ホーム八百津蘇水園の外壁のモルタル補修やトイレのタイル補修などの施設整備工事費でございます。

財源は、その他財源の地域福祉基金からの繰入金でございます。

下段の表、4 款、1 項、1 目、保健衛生総務費は、補正前の額に 9 万9000円を追加して、1 億728万円とするもので、12節、委託料におきまして、特別廃棄物処理委託料でございます。

財源は、一般財源でございます。

2 目、母子保健費は、補正前の額に87万2000円を追加して、1303万9000円とするもので、12節、委託料におきまして、宿泊型産後ケア事業の利用件数の増加による委託料77万円、17節、備品購入費におきまして、母子保健事業で使用するデジタル体重計の購入費10万2000円でございます。

財源は、産後ケア事業に対する国と県の補助金で57万7000円、残りは一般財源でございます。

9 ページをお願いいたします。

1 段目の表、6 款、1 項、2 目、観光施設費は、補正前の額に148万円を追加して、5214万7000円とするもので、12節、委託料におきまして、めい想の森の散策道周辺の危険木等を伐採する樹木管理委託料でございます。

財源は、一般財源でございます。

2 段目の表、7 款、2 項、2 目、道路新設改良費は、補正前の額に137万7000円を追加して、2 億9134万5000円とするもので、12節、委託料におきまして、橋梁の補修設計に伴う測量等、設計委託料でございます。

財源は、一般財源でございます。

3 段目の表、9 款、2 項、2 目、教育振興費は、補正前の額に15万4000円を追加して、4244万7000円とするもので、和知小学校が申請した、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業が県に採択されたことにより、11節、役務費で、傷害保険料3000円、13節、使用料及び賃借料で、自動車等借り上げ料13万8000円、施設入館料1 万3000円でございます。

財源は、県支出金のふるさと魅力体験事業費委託金14万円と、残りは一般財源でございます。

下段の表 9 款、4 項、1 目、社会教育総務費は、補正前の額に17万9000円を追加して、2325万5000円とするもので、18節、負担金、補助及び交付金におきまして、八百津祭りの芦渡組だんじりの引綱が損傷したための更新に対する指定文化財保護費補助金でございます。

財源は、一般財源でございます。

10ページをお願いいたします。

上段の表、9 款、5 項、2 目、体育施設費は、補正前の額に60万1000円を追加して、6948万1000円とするもので、17節、備品購入費におきまして、蘇水公園での B & G 艇庫活動時の熱中症対策のテントやミスト扇風機などの施設用備品購入費でございます。

財源は、その他財源で、B & G 財団助成金50万円と、残りは一般財源でございます。

下段の表、12款、2 項、1 目、特別会計繰出金は、補正前の額に19万8000円を追加して、3 億5152万9000円とするもので、27節、繰出金におきまして、国民健康保険特別会計でのシステム改修事業費に対する一般会計からの繰出金でございます。

財源は、一般財源でございます。

以上で、歳出の説明を終わり、続いて、6 ページに戻っていただきまして、歳入をお願いいたします。

1 段目の表、15款、2 項、2 目、民生費国庫補助金は、補正前の額に45万9000円を追加して、2454万9000円とするもので、マイナンバーと福祉医療の情報連携のための地域診療情報連携推進費補助金 7 万4000円と、産後ケア事業に対する、国の子ども・子育て支援交付金38万5000円でございます。

2 段目の表、16款、2 項、2 目、民生費県補助金は、補正前の額に19万2000円を追加

して、5893万円とするもので、産後ケア事業に対する、県の子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

3段目の表、16款、3項、5目、教育費県委託金は、新たに14万円を追加するもので、県のふるさと魅力体験事業費委託金でございます。

下段の表、19款、1項、1目、繰入金は、補正前の額に165万4000円を追加して、1億9412万1000円とするもので、養護老人ホーム八百津蘇水園の施設整備工事費に充当するための地域福祉基金からの繰入金でございます。

7ページをお願いいたします。

上段の表、20款、1項、1目、繰越金は、補正予算の一般財源として、補正前の額に431万6000円を追加して、1億1549万5000円とするものでございます。

下段の表、21款、4項、2目、雑入は、補正前の額に50万円を追加して、1億7275万1000円とするもので、B & G艇庫活動時の熱中症対策用備品購入費に対するB & G財団からの助成金でございます。

以上で、議案第40号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第15、議案第41号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

町民課長 後藤光次さん。

○町民課長（後藤光次） それでは、別冊議案第41号補正予算書をご覧ください。一般会計の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第41号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度 八百津町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ277万2000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億1277万2000円とするものです。

6 ページの歳入をご覧ください。

1 段目の表、5 款、1 項、1 目、一般会計繰入金でございます。補正前の額に19万8000円を追加し、7576万8000円とするものでございます。事務費等繰入金で19万8000円でございます。これは、制度改正に伴うシステム改修費に係る繰入金でございます。

2 段目の表、6 款、1 項、1 目、繰越金でございます。補正前の額に257万4000円を追加し257万5000円とするものでございます。これは、前年度繰越金で、補正予算の財源とするものでございます。

7 ページの歳出をご覧ください。

1 段目の表、1 款、1 項、1 目、一般管理費でございます。補正前の額に19万8000円を追加し、599万7000円とするものでございます。12節、委託料で、制度改正に伴うシステム改修委託料19万8000円でございます。これは、子ども・子育て支援納付金など、国民健康保険事業報告等の様式変更に伴います国民健康保険システム改修委託料でございます。

財源は、全額、その他一般会計繰入金でございます。

2 段目の表、6 款、1 項、3 目、その他償還金でございます。補正前の額に257万4000円を追加し、257万5000円とするものでございます。22節、償還金、利子及び割引料で、過年度分国庫支出金返還金でございます。これは、令和7年度の子ども・子育て支援金制度に伴う国民健康保険システム改修事業に係る実績報告により交付されました国庫支出金の返還金の補正をお願いするものでございます。

財源は、全額、一般財源でございます。

以上で、議案第41号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第16、議案第42号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

町民課長 後藤光次さん。

○町民課長（後藤光次） それでは、別冊議案第42号補正予算書をご覧ください。国保会計の次になります。

1 ページをお願いいたします。

議案第42号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度八百津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6800万1000円とするものです。

6 ページの歳入をご覧ください。

5 款、1 項、1 目、繰越金でございます。補正前の額に1000円を追加し、2000円とするものでございます。これは、前年度繰越金で、補正予算の財源とするものでございます。

7 ページの歳出をご覧ください。

4 款、1 項、3 目、償還金で、新たに1000円を追加するものでございます。これは、令和7年度の子ども・子育て支援金制度に伴う後期高齢者医療システム改修事業に係る実績報告により交付されました国庫支出金の返還金につきまして、22節、償還金、利子及び割引料で、過年度分国庫支出金返還金の補正をお願いするものでございます。

財源は、全額一般財源でございます。

以上で、議案第42号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第17、議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

防災安全室長 井戸篤哉さん。

○防災安全室長（井戸篤哉） それでは、議案書の96ページをご覧ください。

議案第43号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得する。

1、物品の名称、数量。防災対策用車両1台。

2、取得の目的。災害時における非常用トイレ、救護室や宿泊スペースなどに活用できる防災対策用車両の取得。

3、取得の方法。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。

4、契約の金額。1375万9929円。

5、契約の相手方。可児市瀬田800番地1、株式会社トイファクトリー、代表取締役、藤井昭文。

ここからは、別添、議案第43号説明資料をご覧ください。

今回取得いたします車両は、トヨタのハイエースワゴンをベースとしております。

取り外し可能な脱着式シートや脱着式家具により、車内のレイアウトを用途に応じて自由に、そして、短時間に組み替えることができるため、資料にある活用イメージのとおり、災害時には、トイレカーや臨時救護室、現場指揮車、派遣職員の仮眠室や車中泊として活用が可能です。また、平時には、人員輸送用・荷物輸送用バン、屋外イベント時の出展ブース、救護室、スタッフの休憩所など、1台で多目的・多方面に活用することができます。

さらに、この車両を所有している全国の自治体と、災害発生時に車両を相互に貸与・協力を図る、マルモビパートナーシップ協定を締結予定でございます。八百津町にもしものことがあれば、全国にあるマルモビが集まりますので、避難所の環境改善など地域防災力の強化が図れるものと考えております。

議案書96ページにお戻りください。

提案説明、防災対策用車両を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第18、議案第44号 町道の路線変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長 平井靖司さん。

○建設課長（平井靖司） それでは、議案書の97ページをご覧ください。

議案第44号 町道の路線変更について。

次のとおり町道の路線を変更する。

1、変更する路線。整理番号251、路線名、長畑線。

従来の路線は、起点が伊岐津志字長畑775番2地先から、終点が伊岐津志字長畑774番1地先まで。幅員は3メートルから4.4メートル。延長は141メートルです。

変更後の路線は、起点が伊岐津志字長畑757番地先から、終点が伊岐津志字長畑773番2地先まで。幅員は3メートルから4メートル。延長は71.6メートルです。

議案第44号説明資料として、位置図及び参考図を添付させていただいておりますのでご覧ください。

位置図をお願いいたします。

整理番号251、長畑線は、伊岐津志中野地内の内堀醸造株式会社工場南側の町道伊岐津志幹線から南へ、町道森前長畑線に接続する道路で、赤色の線の部分となります。内堀醸造株式会社の新工場建設のための開発区域内、黄色の破線の区域となります。この開発区域内を走る長畑線部分、参考図の赤色部分を、開発区域内の西側、黄色部分へ付け替えるため、長畑線の起点を変更する路線変更でございます。

なお、路線の終点については、変更はございませんが、現在認定されています長畑線の起終点につきましては、土地改良区画整理前の旧図において認定されておりますので、現在の公図と地番の相違があり、終点についても地番が変わってきております。

議案書、97ページにお戻りください。

提案説明、整理番号251は、都市計画法第29条に基づく開発許可に関連した事業に伴う路線変更のため、議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第44号 町道の路線変更についての説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） ただいま議題となっております議案の第31号から議案第44号までの各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました委員会議案

審査付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、審査は6月17日までに終了し、その結果を議長に報告をお願いいたします。

○議長（後藤一夫） 日程第19、議案第45号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第32、議案第58号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまで、以上14件を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林課長 大鋸 悟さん。

○農林課長（大鋸 悟） ただいま一括上程されました、議案第45号から議案第58号の説明をいたします。

本件は、現在の農業委員が、令和8年7月19日に任期満了を迎えることから、7月20日からの農業委員の任命に関する議案となっております。委員の任期は3年です。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

それでは、議案書の98ページより順に説明させていただきます。

議案第45号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

、各務孝男、。

次のページをお願いします。

議案第46号です。

以下、本文につきましては、議案第45号と同文のため、省略させていただきます。

、古田昌二、。

続きまして、議案第47号、、岩井立弥、。

議案第48号、、羽賀重典、。

議案第49号、、白木希岳、。

議案第50号、、林 直美、。

議案第51号、、遠藤京子、。

議案第52号、、中嶋伸吾、。

議案第53号、、若宮文彦、。

議案第54号、、宮ノ腰美ゆき、。

議案第55号、、金井伸尚、。

議案第56号、[REDACTED]、池井戸賢司、[REDACTED]。

議案第57号、[REDACTED]、柘植幸男、[REDACTED]。

議案第58号、[REDACTED]、宮澤杉郎、[REDACTED]。

以上で、一括上程されました議案第45号から議案第58号の議案説明を終了いたします。

○議長（後藤一夫） 以上で説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第58号までにつきましては、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、これより委員会付託及び討論を省略して、採決いたします。

議案第45号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第46号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第47号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第48号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案

のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第49号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第50号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第51号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第52号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第53号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第54号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第55号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第56号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第57号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第58号 八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（後藤一夫） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から6月17日までの9日間、委員会開催のため休会にしたいと思います。これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、明日から6月17日までの9日間、休会することに決定いたしました。

6月18日は、議会全員協議会終了後、本会議を開きます。

なお、日程表は当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時51分散会

会議の次第について、相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

7 番 議 員

8 番 議 員